

# 習志野市におけるこども園構想

平成15年6月24日

習 志 野 市

## 目 次

はじめに	2
国の保育一元化に対する動き	4
習志野市の保育所、幼稚園の歩み	6
「保育」の現状と課題	7
1 子どもと親の生活実態の現状と課題	8
2 市立保育所と幼稚園の「保育」内容の現状と課題	8
（1）質の高い「保育」	8
（2）家庭や地域社会との連携強化	9
（3）就学前の子どもの一貫「保育」	9
（4）保健・医療	9
（5）障害などのある子ども	10
3 地域における子育て支援の現状と課題	10
4 既存施設の現状と課題	10
習志野市における「保育」一元化の基本的な考え方	12
（習志野市の保育一元化）	12
（保育一元化の基本的な視点）	12
1 子ども中心の施策の展開	12
2 市民の多様なニーズに対応した総合的子育て支援策の展開	13
3 より良い保育施設の整備充実	13
4 民間事業者の幼児施設との共存と連携	13
5 保育一元カリキュラムの策定、実践	14
こども園構想	15
1 目的	15
2 こども園の概要	16
（1）対象者	16
（2）こども園の運営形態	16
習志野市独自の保育一元カリキュラムの実践	16
こども園の事業内容	17
職員体制	17
運営管理	17
（3）こども園における子育て支援機能の充実	18
多様な保育サービスの充実	18
子育て相談事業などの実施	18
就学前の子どもの遊び場と地域交流の場の提供	18
情報提供及び他施設との連携	18
（4）こども園に期待する効果	18
子どもにとって	18
保護者、地域住民にとって	19
保育者にとって	19
（5）こども園の施設形態	20
（施設概要）	20
（6）幼児施設の配置及び整備計画	20
保育一元化推進体制の確立	21

## はじめに

未来を担う子どもたちが望ましい環境の中でより良く育ち、「子どもがいつも輝くまち」を創造することは、本市のまちづくりにおける大きな目標である。

昨今の社会の変化は、人々の子育て子育てに関する意識にも様々な変化をもたらした。例を挙げれば、女性の社会進出や子どもを生むことに慎重な人々の増加、子どもを生み育てることと自己実現とを両立させようとする人々の増加などがある。それとともに、急速な少子化の進行、核家族化の増大、地域コミュニティの希薄化等は、子どもを家の中でテレビやテレビゲームに興じさせ、子どもが子ども同士の交わりの中で育ちあう環境を減少させ、また、子育ての様々な知恵の伝承が途絶えて、子育て子育てに悩む保護者も多くなっている。

しかしながら、子どもを取り巻く社会がいかに変化しても、また、子どもに障害などがあっても無くても、子どもが育つみちすじや子どもの本質に変わりはなく、どの子も一己の人格を持ち、等しく「保育」を受ける権利を有している。一人ひとりの子どもが、心身ともに健やかに成長・発達し、生き生きと乳幼児期を暮らせるためには、豊かな愛情の中で生まれ、安心して過ごせる場所で多くの人と関わり、様々なことを学び、自己を発揮して生活できる能力を引き出しながら守り育てることは、保護者、地域と行政の責務である。

本市の幼稚園、保育所の状況をみると、施設の老朽化が進む中で、いくつかの幼稚園では、定員割れが生じる一方、保育所では入所希望者の増加により待機児童が増加している。そして、保育時間のさらなる延長や、一時保育、病後の保育などに対する要望も多くなっている。

このような状況にあって、多様化した子育てニーズに対しできる限り対応するとともに、子どもが安全で安心して過ごせる環境を再構築することは、本市が早急に取り組むべき課題である。

本市の幼稚園と保育所がこれまでの長い歴史の中で培ってきた実績を生かし、それぞれの特徴を融合して、両者を一体化した保育一元化を推進するとともに、子育てに関する疑問や悩みに応える子育て支援センター機能を組み込んだ豊かで新しい可能性を持った「保育」環境を整えていく必要がある。

一方、地域における子育て支援施策を充実するためには、市民と行政がそれぞれに適正な役割分担を担い合う中で、行政はNPO法人や高齢者などによる積極的なボランティア活動を支援するとともに、地域の子育てに関するコーディ

ネーターとして活動することが求められている。

さらにこれら一連の子育て施策を進めるにあたっては、限りある資金及び資産を有効活用し、市民とともに着実に実現化していく必要がある。

このような中で、本市における今後の保育所と幼稚園の在り方及び地域における子育て支援等について、総合的に再構築を図るべく検討した結果、本市の就学前の子どもたちの「保育」に関する新たな施策として、ここに「習志野市におけるこども園構想」を策定するものである。

なお、本書においては、

かぎ括弧の「保育」とは、乳幼児期を対象とした養護、保護、教育を総称し、一元とは、保育所・幼稚園が同じ考え方で、協同して保育の共通性を保障することを表している。

## 国の保育一元化に対する動き

今日の保育所、幼稚園の制度は、児童福祉法及び学校教育法に基づくものである。これらはそれぞれの法に定められた目的と役割をもって並立しており、且つ、厚生労働省と文部科学省という所管の違いが幼保の連携や幼保一元化を困難にしてきた経緯がある。しかし、近年、少子化・核家族化の進行、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化等を背景として、国は保育所・幼稚園の施設の共用化等、弾力的な運用の必要性を認識し両者の垣根を低くする方向に動きだした。文部科学省は平成13年3月29日、文部科学大臣決定の「幼児教育振興プログラム」において、以下の項目について引き続き厚生労働省と連携を図ることとしている。

- ア 幼稚園と保育所の共用施設に係る運営等の実践研究の実施
  - イ 幼稚園関係者と保育所関係者による研修の相互参加等、教諭と保育士間や幼稚園児と保育所入所児の交流の促進
  - ウ 文部科学省と厚生労働省の共同による幼稚園と保育所の連携の事例集の作成等、今後の地域での取組に資する参考資料を平成13年度中に作成・提供
  - エ 養成課程の充実、科目等履修制度の活用等幼稚園教員免許と保育士資格の併有机会の充実
- (施設の共用化や関係者間の交流、情報の交換等を通じて、各地域において、実情に応じた様々な取組が行われるよう推進)

折りしも、国は、経済社会の構造改革と地域の活性化を図るため、特定の区域において当該地域の特性に応じた規制の特例措置（いわゆる規制緩和）を設ける必要があるとして、平成14年12月構造改革特別区域法を制定し、構造改革特別区域制度（いわゆる特区制度）をスタートさせた。

特区制度においては、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案が尊重されるなか、国によって規制が緩和される区域と事項が定められる。

国は実施にあたり、地方公共団体等から規制緩和の策についての提案を募集したところ、教育・社会福祉分野では、幼稚園と保育所に関して多数の制度見直しや規制緩和の提案が寄せられた。国はこれらを受け、幼稚園児と保育所児の合同保育、職員資格の規制緩和などを認める特区（いわゆる幼保一元化特区）

を設けるものとしている。

しかし、国の目指すものは、あくまで現行の児童福祉法及び学校教育法の枠内における幼稚園と保育所の特例的な連携であり、この2法を法制度的に一元化した幼保一元ではない。

## 習志野市の保育所、幼稚園の歩み

習志野市は、市制施行前の津田沼町から昭和24年4月大久保保育所、24年5月菊田保育所を開所した。その後、本市の乳幼児人口の急増に対応するため、保育所の整備を進めてきた。平成元年に谷津南保育所を開設し、現在14保育所が整備されている。なお、平成12年12月閉所した鷺沼保育所を活用し、こどもセンターを開設し現在に至っている。

この間、保育に対する市民ニーズも変化し、随時乳児の月齢引下げ（現在4ヶ月児）を実施するとともに、平成13年4月から本大久保第二保育所で、10月から菊田第二保育所で産休明け保育（産後57日目）を、平成13年10月から大久保保育所、谷津保育所で一時保育を実施し乳幼児の保育にあたっている。

市立幼稚園については、昭和37年11月杉の子幼稚園を開園し、保育所同様に幼児急増に対応するため施設整備を進め、現在15幼稚園で幼児の教育を進めている。

この間、昭和46年4月、幼稚園から小学校への入学がスムーズに行えるように5歳児希望者全員入園を実施し、幼稚園の学区を小学校と基本的に合わせ1小学校区1幼稚園の整備を進めてきた。なお、障害のある子どもの幼稚園の入園は、保護者の希望を考慮して昭和49年度から5歳児のみを一部の幼稚園で受け入れている。

そして、幼稚園、保育所は昭和56年に5歳児の共通したカリキュラム（幼保基準カリキュラム）を作成したことなど、共に連携を深めるとともに、小学校を交えての幼保小関連教育を推進し今日に至っている。

また、民間が経営する幼児施設の私立幼稚園などでは、各々の教育や経営理念に基づき独自性を発揮した園運営が行われ、習志野市の幼児教育に貢献し今日に至っている。

## 「保育」の現状と課題

本市就学前の子どもの市立幼稚園、私立幼稚園、保育所、家庭・その他での状況は、次の通りである。

区 分	市立 幼稚園	私立 幼稚園	保育所	家庭・その他	合 計
0 歳児	-	-	71 人	1,414 人	1,485 人
1 歳児	-	-	217 人	1,295 人	1,512 人
2 歳児	-	-	222 人	1,320 人	1,542 人
3 歳児	-	325 人	319 人	921 人	1,565 人
4 歳児	612 人	344 人	309 人	195 人	1,460 人
5 歳児	622 人	389 人	300 人	170 人	1,481 人
合 計	1,234 人	1,058 人	1,438 人	5,315 人	9,045 人
備 考	平成 14 年 5 月 1 日 現在	平成 14 年 5 月 1 日 現在	平成 14 年 4 月 1 日 現在	平成 14 年 4 月 1 日現在 3 歳児～5 歳児に は他市の幼稚園 や市の通園施設 などの子どもも 含まれる。	平成 14 年 5 月 1 日現在 本市人口 154,588 人

### その結果

就学前の子ども人口は本市人口の約 6 % を占めている。

就学前の子どもの内、市立幼稚園児が約 13.6%、私立幼稚園児が約 11.7%、保育所児が約 15.9%、家庭・その他が乳幼児約 58.7% となっている。

市内の 4 歳児と 5 歳児の約 63 % が市立幼稚園、市立保育所に通っている。

さて、本市では、就学前の「保育」の重要性に鑑み、早くから保育所と幼稚園との連携、幼保小関連教育を推進し成果をあげてきたところである。

しかしながら、保育所・幼稚園に求める市民ニーズの多様化、保育所・幼稚園の乳幼児の在籍状況と施設の関係、「保育」内容等から考察すると、次のような課題が認められる。

## 1 子どもと親の生活実態の現状と課題

少子化が進む中で、地域には子どもたちが少なくなり、戸外での異年齢の群れ遊びなどは殆ど見られない。

就学前の子どもたちは、保護者の育児環境や就労の有無等の相違により、家庭内で育児されていたり、保育所、幼稚園に分かれて通ったりしている。これによって、子ども同士の接点は、限定された狭いものになっている。

また親同士の交流も少ないといった地域コミュニティの希薄化により、隣近所の大人たちとの接触が少なくなっている。

本来、子どもは、こども同士のかかわりや身近な大人との様々な交わりの中で心身ともに健やかに成長するものであり、同じ地域の子どもは、可能な限り同じ「保育」施設や環境で、時間・空間・仲間・保育者などを共有する中で、お互いに育ち合うことが望まれる。

## 2 市立保育所と幼稚園の「保育」内容の現状と課題

多様な社会情勢の中における市立保育所と幼稚園の「保育」の現状と課題は以下の通りである。

### (1) 質の高い「保育」

多様な社会情勢の中で、家庭が乳幼児の「保育」を全て行うことが難しくなって来ている。また都市化や少子化等の進展に伴って家庭や地域における教育力の低下が指摘されている。子どもたちは、現在の子育て世代の親たちの考え方や生き方を反映し、様々な情報に敏感に反応しながら、様々な形で自己を表現し生きようとしている。しかし、概して心身ともに柔弱な面が見られるとともに、社会性に乏しい行動をする子どももみられる。

こうした現状の中で、市立の保育所・幼稚園は、親や保護者と共に重要な乳幼児養育の担い手としての意義と役割りを有するが、その役割を十分発揮する

ため、誕生から就学前までの成長・発達の各段階に見合った質の高い「保育」内容を構築し、実践していく必要がある。

#### (2) 家庭や地域社会との連携強化

子どもの生活は、家庭や地域社会、そして保育所・幼稚園と連続的に営まれている。家庭や地域社会での子どもの生活経験が保育所・幼稚園においてさらに豊かになり、保育所・幼稚園で培われたものが、再び家庭や地域社会の生活に生かされるという循環の中で望ましい成長・発達がなされていくのが本来の姿である。

市立保育所・幼稚園は、さらに家庭や地域社会との連携を強化し、子どもが家庭や地域社会において豊かにのびていく可能性を最大限に引き出すための「保育」を展開する必要がある。

#### (3) 就学前の子どもの一貫「保育」

本市では、就学前の「保育」の重要性に鑑み、早くから保育所と幼稚園との連携、幼保小関連教育を推進してきたところである。

5歳児が円滑に小学校教育へ繋がるように、幼稚園、保育所で共通したカリキュラム（幼保基準カリキュラム）を作成するとともに、保育所と幼稚園の間においては、保育所保育指針の3歳～5歳児の保育内容のうち教育に関する部分を「幼稚園教育要領」に準じるなど整合性の確保を図っている。

しかし、それらは保育形態の違い等からまだ十分とはいえず改善の余地がある。

こうした現状を踏まえ、保育所と幼稚園は、0歳～小学校低学年までを見通した一貫した「保育」内容について、保育所と幼稚園がその枠を超えて協同して再構築し、幼保で一元化された「保育」内容として実践していくことが必要である。

#### (4) 保健・医療

乳幼児は感染を起こし易いし、発熱をする等発病することが多い。

保護者がすぐ子どもを迎えに来て対処できるとは限らず、その都度保育所・幼稚園での適切な対応を求められることから、その対応策をさらに充実させる必要がある。

#### (5) 障害などのある子ども

保育所・幼稚園が障害などのある子どもの受け入れ体制を整えていくには、ノーマライゼーションの理念に基づき、園全体としてその子どもにあった様々な支援策をさらに充実する必要がある。

そのためには、教育諸機関や保健、医療関係機関との連携をさらに密にしていくことが必要である。

### 3 地域における子育て支援の現状と課題

少子化、核家族化、女性の社会進出、勤務体系の多様化などが進む中で、保護者の多様な保育ニーズに即した子育て支援サービスが求められている。

また保護者の子育てについての不安や悩みが増しているが、相談できる場や機会が少なく、子育て支援機関の拡充が要請されている。一方で、子どもと高齢者を含む地域の人々との交流する機会が少なくなっている。

このようなことから、地域の中の子どもたちに、基本的安全感、健康で文化的な生活、豊かな遊び等が保障され、もって健全な心身の発達と学びを実現できるような環境を社会的に整えることが課題となっている。

そこで、地域における子育て支援センターを充実させるとともに、市立保育所、幼稚園では、各種の特別保育の実施、遊び場、仲間づくりの場の提供、子育て情報の提供など地域の子育て支援センター的な機能をさらに充実することが必要である。

### 4 既存乳幼児施設の現状と課題

市立幼稚園は、現在15園が設置されているが、少子化の影響から4歳児1クラス5歳児1クラスという園児数70人以下の小規模幼稚園が出現している。小規模幼稚園は、14年度には15園中4園であるが、17年度には6園と増加する見込みである。

また、市立幼稚園在園児数は、平成13年度でピーク時(53年度)の40%にまで低下し、更に17年度には34%になるものと予測される。

このような小規模幼稚園においては、人とのかかわりが少ないことから、十分な社会性を培えない等の懸念があり、新たな「保育」の視点からの取り組みが必要である。また、保護者の生活の多様化に伴い、保育時間の延長も求められている。子ども達の健全な成長・発達が促される為にも、園運営管理の効率

化の観点からも、適正な規模を確保する必要がある。

一方、市立保育所においては、共働き家庭や一人親家庭などの増加を反映して、入所希望者数が増加している。特に低年齢児（0～2歳児）の入所者数が増加している。この5年間で入所者数は1.4倍に、今後5年間で更に現在の1.1倍に増加することが見込まれ、施設の不足が懸念される。

また保護者の生活状況の多様化により、産休明け保育、一時保育等様々な保育サービスが求められている。

更に、施設老朽化が進み、今後10年以内に施設更新を要する施設は6施設に及んでいる。これらの対策として施設の創設・増築・改築・定員の変更等を行うことは緊急の課題である。

なお、市立乳幼児施設の整備にあたっては、今後の民間事業者による乳幼児施設の設置動向や、習志野市の財政状況などを踏まえ対応することが必要である。

## 習志野市における「保育」一元化の基本的な考え方

### （習志野市の保育一元化）

近年の社会変化は、前述のような子育て子育てに関する多様な問題を顕在化させており、それへの適切な対応が求められている。

「保育」の基本は、就学前の子どもが、より良い成長と発達を遂げるよう環境を整え、養護、保護、教育をすることであるが、集団生活をとおして生涯にわたる人間形成の基礎を培う保育所・幼稚園の「保育」への期待がますます高まるとともに、今後の保育所・幼稚園のあり方について、新たな発想の転換を求められている。

そこで、習志野市は、総合的視点から「習志野市の保育」を点検、検討した結果、行政、保護者、地域が協同して地域の生活に密着した子どもたちの生活をトータルに保障するとともに、市立保育所・幼稚園の「保育」内容を時代の要請に応じてさらに充実するべきであるとの結論に達した。

そして、今後、習志野市の目指すべき「保育」のあり方は、現行の市立保育所と幼稚園の枠を越え、それぞれの「保育」を一元化するとともに、できる限り子育て支援を同時に行うことが不可欠なものとであるととらえ、これを実現化することとした。

### （保育一元化の基本的な視点）

#### 1 子ども中心の施策の展開

- （1）子どもを中心に考えた時、各家庭の状況によって保育所児と幼稚園児に分けるのではなく、保育一元化に基づいた乳幼児施設において合同してより質の高い「保育」を行う。
- （2）保育一元化乳幼児施設に、地域における子育て支援機能を付加し、同じ地域の子どもたち同士が、安心して生活や遊びが出来る空間と時間と仲間を共有できるように保障し、身心共に健康に育てる。
- （3）地域の子どもたちが等しく豊かな人間形成の基礎を培うことが出来るよう、異年齢の子どもとの関わり、多くの職員との関わり、さらには、高齢者を含め地域の様々な人たちとの関わりの中で育てる。

(4) 幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士などがその専門性を最大限に活用して、子育て子育ての直接的な援助と間接的な支援を行い、様々な観点から均衡の取れた子どもの育ちを保障する。

## 2 市民の多様なニーズに対応した総合的子育て支援策の展開

育児相談や子育ての交流の場など、在宅保護者の多様な子育てニーズに応え得る保育サービスの強化が求められている。

かかる意味合いにおいて、地域の子育て支援施設の拡充や子育てに関するネットワークの構築を図るなか、市立保育所・幼稚園はともに、地域の子育て支援機関としてネットワークに組みし、保育所、幼稚園、未就園の子ども達を繋ぐための幼児施設として機能させるものとする。

## 3 より良い保育施設の整備充実

(1) 限られた財源の中で充実した幼児施設・設備を整え、近代化するためには、市域が狭い本市では、保育所・幼稚園の枠を越えて地域の実態に応じた乳幼児施設の再編・再整備を行う。

(2) 地域の中で、子どもが安心して生活が出来、友達と十分に遊べ、多くの大人と関わることの出来る施設を整備するとともに、保育所と幼稚園の「保育」を一元化するための保育一元化施設を整備する。

(3) 本市は、保育一元化と子育て支援を実現するため、乳幼児施設の再編・再整備の機会を捉え、同じ地域の保育所と幼稚園の施設共用・運営一元化を行う保育一元化施設を創設することとし、これをこども園と称するものとする。

## 4 民間事業者の幼児施設との共存と連携

市民が求めている多様な保育ニーズに応えるためには、独自の理念と多様なプログラムを保有する民間事業者が運営する私立保育所・幼稚園などの民間幼児施設が必要である。さらに、習志野の子どもにとって最も適切な保育環境を確保するためには、公立、私立の区別なく保育一元化に取り組むべきであり、

各々の役割分担を踏まえ相互の特色を発揮しながら本市の乳幼児の「保育」を進めるものとする。

## 5 保育一元カリキュラムの策定、実践

(1) 本市は、保育所、幼稚園、こども園が家庭、地域と協同して、習志野市の全ての就学前の子どもたちが、健全な人間形成をし、豊かな生活ができるようにすることを目指し、新しい時代の「保育」を創造する総体的な営みの大綱として習志野市保育一元カリキュラムを策定し、実践する。

### (2) 習志野市保育一元カリキュラムの基本理念

全ての就学前の子どもたちの人権を大切にし、保育所・幼稚園が家庭、地域と協同して「子どもたちが、基本的安全感、健康で文化的な生活、豊かな遊びを保障されて、心身の調和のとれた発達をし、健全な人間形成の基礎を培う」ことを実現する。

保育所・幼稚園と家庭、地域とが「子育てパートナーとして互いに信頼し、子育ての場を共有し、子育ての情報を交換し、相談し、交流することによって、子どもを中心に様々な感動の体験をする」ことを実現する。

保育所・幼稚園が、家庭、地域の参画、参加を得ながら、「安全な環境、確かな保育、オープンな運営を目指すことによって信頼され、子育てにおいて、安心できる地域の中核的専門機関となる」ことを実現する。

## こども園構想

### 1 目的

- (1) こども園は、各家庭の状況によって保育所と幼稚園に分かれて入園するものの、その「保育」においては、地域のすべての子ども達に通える同じ就学前教育施設として機能させるため、保育一元カリキュラムに基づき、幼保が合同して保育を受けられる施設とする。
- (2) こども園は、保育一元化の基本的な理念に基づき、地域の0歳から5歳までの異年齢の子ども達に関われる施設とし、その中で人間関係や友だち関係を広げ、集団生活を通して子どもが社会のルールなどを学び、就学前の子どもたちが健やかに成長することのできる施設とする。
- (3) こども園は、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士などがその専門性を生かし、家族、地域と協同し質の高い「保育」を実践する施設とする。
- (4) こども園は、子どもの幸せを基本とした上で、市民の様々なニーズに応え、多種多様な特別保育を実施する施設とする。(延長保育、産休明け保育、一時保育、預かり保育等)
- (5) こども園は、育児に不安や孤独を感じている保護者が増えるなかで、育児相談や子育ての交流の場を提供するなど、地域の子育て支援機関の拠点的役割をはたす施設とする。
- (6) こども園は、今後の本市の乳幼児施設の拡充にあたっての中核施設とする。また、多様化する市民ニーズに応えるには、公立によるこども園だけでなく、民間事業者によるこども園も必要である。民間活力の活用を図る中で、官民が連携して設置にあたるものとし、民間事業者がこの「こども園構想」に基づく幼児施設を設立する場合は、民間事業者が進出しやすい環境を整えるものとする。

## 2 こども園の概要

### (1) 対象者

公立のこども園、私立のこども園ともに、児童福祉法第 39 条に定める保育所に入所する 0 歳から 5 歳までの児童（長時間児）。

公立のこども園は学校教育法による 4 歳、5 歳児で、幼稚園への通園を希望する子ども（短時間児）。私立のこども園は学校教育法による 3 歳、4 歳、5 歳児で、幼稚園への通園を希望する子ども（短時間児）。

0 歳から 5 歳で、保育所及び幼稚園へ通所、通園しない子ども（就学前の子ども）及び保護者

### (2) こども園の運営形態

習志野市独自の保育一元カリキュラムの実践

保育所保育指針、幼稚園教育要領およびこれに準じた「習志野市保育一元カリキュラム」に基づいて「保育」を行う。

ア、誕生から小学校入学までの全期間を通じて、「習志野市保育一元カリキュラム指針」に基づく「発達のみちすじ」に沿って、子ども一人ひとりに適切、且つ質の高い「保育」を行う。

イ、各種の特別保育、遊び場提供、子育て相談、子育て支援情報提供などについて地域子育て支援センターを併設して子育て支援活動を行う。

ウ、家庭、地域住民の参画・参加を得ながら、園児と地域の交流活動を行う。

## こども園の事業内容

### 運営

施設区分	幼稚園	保育所	子育て 支援事業
保育区分	短時間児	長時間児	
該当年齢 保育時間	4、5歳児 4時間程度 am 9:00～ pm 14:00  預かり保育あり	0～5歳児 最大12時間 am 7:00～ pm 7:00	一時保育 各種相談 遊び場提供 地域交流 等
クラス編成	4、5歳児については、短時間児と長時間児の合同保育		
		0～3歳児（年齢別保育）	

### 職員体制

ア、こども園には、園長と副園長を置く。

イ、「保育」職員は、保育所の年齢別乳幼児数、幼稚園の年齢別幼児数、障害などがある幼児数に応じた「保育」職員及びその他必要な職員を置く。

又、子育て支援を担当する職員を必要数置く。

ウ、「保育」職員は、保育士・幼稚園教諭両方の資格・免許を有する者とする。加えて看護師、栄養士、調理員、事務員を置く。

なお、必要に応じて他部門で配置している理学療法士、聴覚言語療法士等の専門職をこども園に巡回させる。

### 運営管理

ア、「保育」職員は基本的に全員同一の勤務条件であり、全員のローテーション方式で「保育」に当たる。

イ、「保育」職員の資質向上を図るため、研修、研究時間を確保する。

### (3) こども園における子育て支援機能の充実

#### 多様な保育サービスの提供

こども園では「預かり保育」、「延長保育」、「一時保育」、「産休明け保育」など、必要に応じて多様な保育サービスを提供する。

#### 子育て相談事業などの実施

子育ての不安解消や育児に悩む親子のケアをするため、在園児だけでなく、就学前の子どもの保護者に対して子育て相談事業などを実施する。

また、市内には各種子育て相談機関があるので、それらとのネットワーク化を図る。

#### 就学前の子どもの遊び場と地域交流の場の提供

こども園は、就学前の子ども、その保護者、地域の住民などのふれあい、かかわりを深めるため、出合いや集いの場を提供する。子どもから高齢者までのあらゆる年齢層が交流することを基本とする。

#### 情報提供及び他施設との連携

子育て講座を開くことや子育て情報の発信を積極的に行う。

また、あかしあ学園、あじさい学園、ひまわり学園などの通園施設との連携を行う。更に、ヘルステーション、小中学校、健康支援課、子育て支援課、他のこどもセンターなどとの交流や共催事業を行う。

### (4) こども園に期待する効果

#### 子どもにとって

ア、各家庭の状況が違うことで、保育所、幼稚園と分かれて、かかわりが少なかった同じ地域の0歳から5歳までの異年齢の子どもが、同じ施設で十分かかわって育ちあえる。多様な友だち(同年齢。異年齢)とのかかわりが持て、体験内容が豊かになり、集団での人間形成の基礎づくりがより深くなる。

保育所、幼稚園の枠を越えた0歳から小学校低学年までの発達を見通した保育一元カリキュラムの実践によって、地域の就学前の子どもが、同じ「保育」を受けられることができる。

イ、幼稚園教諭と保育士それぞれの経験をいかした保育が行われることで、子どもたちが多様でより質の高い「保育」を受けられることが可能となる。

ウ、家庭の場、保育施設の場、地域社会の場の3つのコンセプトに基づいて

つくられた子ども園は、子どもたちが生活をし、教育を受ける活動をのびのびとして受けられ、心身の安定につながる。

エ、同じ地域で同じ「保育」を受けた子どもたちが、同じ小学校へ入学するということで、子どもたちにとって小学校への移行がスムーズにできる。

当然、子ども園として小学校との交流を積極化することにより円滑な接続が可能となる。

オ、こども園での子育て支援や地域交流促進活動が充実されることで、子ども達が地域で異年齢の人々とふれあう機会が多くなる。また、こうしたことを機会に、子どもたちの自然体験、社会体験が深化する。

保護者、地域住民にとって

ア、0歳から就学前の乳幼児の全体を見る機会ができ、乳幼児の発達過程などの理解が進む。また、我が子の特性を多様な子どもたちとの交わりの中で認識することができる。

イ、子育ての喜びや悩みを教諭や保育士、栄養士、看護師など、いろいろなノウハウを持つ人と相談でき、安心して自分の子どもの養育ができる。

ウ、こども園は、多様な保育サービスや子育て支援、地域交流促進などのサービスが強化されるので、保護者としては多様なサービスを受けられる。同時に、地域の人々にとっても、子育てに協力し、参加する場が広がり、自己実現の場ともなる。

エ、保護者の生活状況が変わっても、転園する必要がなくなる。

保育者にとって

ア、0歳児から就学前までの子どもの成長、発達を捉えることができ、一人ひとりの子どもへの理解が更に深まる。

イ、小学校教育へ向けて、就学前にはどんなことを身につけさせたらよいのか共通認識がしやすくなり、効果的に対応が可能となる。

ウ、いろいろな資格、特性を持った職員の協同により、研修や自己研鑽の実がより上がるとともに、職場経験も豊富になることによって、能力向上が期待される。そして、いろいろな職種の職員が子どもにかかわることにより、子どもを多面的に捉え、個性（その子らしく）を伸ばせる指導ができる。

エ、対応する保護者たちや地域住民が多様化することによって、保育者に地域社会への対応力の向上が期待される。

オ、幼稚園教育要領において求められている幼稚園教育と保育所保育指針において求められている保育所における保育の目的・目標とすることを学習でき、その子の生活及び生育特性をより深く捉えることができる。

#### (5) こども園の施設形態

##### (施設概要)

こども園の施設概要は次のとおりとする。

0・1・2歳児室の保育室は、各年齢ごとに設置する。1歳2歳が使用するほふく室を設ける。3歳児の保育室は、定数別に必要数を作る。

4・5歳の長時間児及び短時間児の合同「保育」を行なう保育室は、年齢別、定数別に必要数を作る。

同時に異年齢交流、集団保育などが行える遊戯室を設置する。

保育室を補完し、日常生活機能及び午睡室の機能を持たせた家庭的な雰囲気のある多目的室を設ける。

調理室、ランチルームを設置する。

管理諸室として、職員室、保健室、会議研修室、図書コーナー、休憩室、男女別更衣室、資料室、書庫などを配備する。

子育て支援センターに就学前の子どもの親子教室、子育て支援相談室、会議室を設置する。

#### (6) 幼児施設の配置及び整備計画

施設の整備にあたっては、施設の老朽化度、今後の入所、入園状況や施設修理などの緊急対応が必要な事情を優先的に勘案して行うものとする。

また、多様化する市民ニーズに応えるには、公立によるこども園だけでなく、民間事業者によるこども園も必要である。そこで、民間事業者がこの「こども園構想」に基づく幼児施設を設立する場合は、民間事業者が進出しやすい環境を整えるものとする。

## 保育一元化推進体制の確立

習志野市の子どもが生き生きと生活し、心身ともに健やかに育つことを保障していくためには、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えていく必要がある。

特に、就学前の子どもは、保育所や幼稚園に在籍する乳幼児と、それらの施設に通っていない未就園児がいる。この子どもたちがたくましい心身を持ち、生きる力の基礎をつくるため、保育所・幼稚園の枠を越えて、0歳から5歳までの発達に共通認識をもった「保育」を実践する必要がある。

すなわち、子どもたちに、基本的安全感、健康で文化的な生活、豊かな遊びを保障し子どもの健全な成長・発達と社会の中で自立できる学びを実現する保育一元化を推進していかなければならない。

この保育一元化は新しい「保育」の理念であり、この推進には、現在の保育担当者と幼児教育の担当者が保育所と幼稚園の枠を乗り越え、かつ新たな子育て施策を包含する、新しい意識で保育一元化に取り組んでいく必要がある。

このための一元統轄組織体制を早急に構築し推進していく。